

豊川浄水場外計装設備等更新整備・維持管理事業 質問（令和8年8月25日）に対する回答

No.	該当箇所	質問	回答
1	調達仕様書 P.5 2 章 事業内容 表 2 業務 範囲	本事業で更新整備の対象となっている管理本館および蒲郡浄水場の水質計器について、維持管理業務の対象にはなっておりません。水質計器は納入のみで、20 年間の維持管理には不含と考えますがよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	調達仕様書 P.5 2 章 事業内容 表 2 業務 範囲	管理本館および蒲郡浄水場の水質計器は維持管理業務の範囲外となっています。更新整備期間に納入後、20 年間の運用における経年等の要因による更新は本事業には含まれないと考えますが、よろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	調達仕様書 P.9 3 章 設計業務に関する要求水準 3.4 設計業務の要求水準 3.4.2 基本条件	「なお、機器配置の変更により、ケーブル延長が長くなる場合は、当該ケーブルを引き直すこと」と記載がありますが、中継端子盤を設置して、既設ケーブルと新設ケーブルを接続する対応は了承頂けないでしょうか。	ケーブル延長が長くなる場合は、原則として当該ケーブルを引き直すものとします。なお、当該ケーブルが引き抜けない等のやむを得ない理由により引き直しが困難な場合は、中継端子盤の設置を可能とします。
4	調達仕様書 P.10 3 章 設計業務に関する要求水準 3.4 設計業務の要求水準 3.4.2 基本条件	「更新整備期間中に県企業庁が行う工事に伴い必要となる機能増設等については、設計・製作段階かつ軽微な変更（十数点程度の入出力点数の追加）である場合は、本事業に含む」との記載がありますが、製作着手後の変更・追加は困難なため、設計段階に限定して頂けないでしょうか。	「更新整備期間中に県企業庁が行う工事に伴い必要となる機能増設等については、設計段階かつ軽微な変更（十数点程度の入出力点数の追加）である場合は、本事業に含む」に修正します。

5	調達仕様書P.113章 設計業務に関する要求水準 3.4 設計業務の要求水準 3.4.4 中央監視制御設備 (豊川浄水場)	「運転監視業務で使用する監視操作用パソコンは、4台以上設置」と記載がありますが、パソコンが4台以上であり、LCD モニタのみ 4 台以上では認められないとの理解で相違ないでしょうか。	ご理解のとおりです。
6	調達仕様書P.113章 設計業務に関する要求水準 3.4 設計業務の要求水準 3.4.4 中央監視制御設備 (豊川浄水場)	「システムログ、動作・故障履歴の各種ログを確実に記録できる機能を有し、事業期間中に障害が発生した場合、原因追及のための基礎情報として利用」と記載がありますが、システムログとして想定している範囲(どの機器のシステムログか)をご教示願います。	中央監視制御設備を構成する監視サーバ、監視操作用パソコン及びネットワーク機器等において記録されるシステムログを想定しています。
7	調達仕様書P.113章 設計業務に関する要求水準 3.4 設計業務の要求水準 3.4.4 中央監視制御設備 (豊川浄水場)	「システムログ、動作・故障履歴の各種ログを確実に記録できる機能を有し、事業期間中に障害が発生した場合、原因追及のための基礎情報として利用」と記載がありますが、システムログの保存期間に指定がありましたらご教示願います。	事業期間中に発生した障害の原因調査に支障が生じないよう、適切な保存期間を提案してください。
8	調達仕様書P.113章 設計業務に関する要求水準 3.4 設計業務の要求水準 3.4.4 中央監視制御設備 (豊川浄水場)	「システムログ、動作・故障履歴の各種ログを確実に記録できる機能を有し、事業期間中に障害が発生した場合、原因追及のための基礎情報として利用」と記載がありますが、本事業の範囲はログの記録(保存)までで、利用(分析含む)は所掌外と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

9	調達仕様書 P.16 4 章 建設業務に関する要 求水準 4.3 工事全 般 4.3.1 一般事項	「更新整備期間中に予定されている主な工事」として「太陽光発電設置工事」が挙げられています。太陽光発電設備は本事業で設置する受変電設備と系統連系する仕様でしょうか。系統連系する場合、受変電設備側で準備が必要な仕様をご指示願います。	太陽光発電設備については現在設計中であり、現時点では本事業で整備する受変電設備と系統連系し、発電した電力（23kW 程度）を場内で全量自家消費することを想定しています。なお、連系点等の詳細については、確定次第別途提示します。
10	調達仕様書 別紙 2 参考図 TJ-2 豊川浄 水場ほか システム 構成図	既設は PFI 事業で設置している PLC と MELSEC NET/10 で接続されていますが、MELSEC NET/10 は廃型です。PFI 事業の PLC との通信に際し、他の通信方式(FL-net を希望)に変更する必要がありますが、本内容は事業範囲外につき、お客様所掌で機能増設対応頂きたい、ご検討をお願い致します。	PFI 事業者が設置した設備との通信については、本事業において整備するものとし、国際的に広く採用されているオープンな通信規格に対応するものとします。なお、通信方式の変更に伴い、PFI 事業者側の設備の改造又は機能増設が必要となる場合、その改造又は機能増設に係る対応は本事業の対象外とし、県が別途対応します。
11	添付資料 4 技術提案 書作成要領 別紙 技 術提案評価項目一覧 表	複数の評価項目に関わる提案内容があって、項目毎に分けて書くことが困難な場合、1 つの評価項目に纏めて提案内容を記載しても各評価項目で採点して頂けますでしょうか。	評価にあたっては、記載箇所に関わらず技術提案書全体を対象とし、各評価項目の趣旨に合致する内容が記載されている場合は、当該評価項目において評価の対象とします。なお、評価項目との関連性については、県が提案内容の目的・効果・実現性を踏まえて判断します。